

平成 25 年度

子宮がん・乳がん医療機関検診

●問合先 保健センター ☎ 48 - 6000

今年度から医療機関検診で、乳がん視触診検診は実施しません。そのため個人負担金の金額が変わりますので、ご注意ください。また、受診券申込期間が2月末までになります。毎年11月以降は医療機関が混雑し、検診予約が入りにくくなるので、早めの受診をお勧めします。

▶内容／対象年齢／個人負担額

子宮がん検診	視診・内診・頸部細胞診
	20歳以上(平成6年3月31日以前生まれ) 1,600円 75歳以上(昭和14年3月31日以前生まれ) 無料
乳がん検診	超音波単独検診
	30～40・42・44・48・50・52・54歳 800円
	マンモグラフィ単独(2方向)検診
乳がん検診	41・43・45・46・47・49歳 1,300円
	マンモグラフィ単独(1方向)検診
	51歳以上の奇数年齢、56歳 800円 75歳以上の奇数年齢 無料

▶対象除外者 今年度実施する市の集団検診を受診予定の方／現在、子宮・乳房疾患で治療中(経過観察中)の方

▶注意事項 妊娠中または可能性がある方は、主治医の指示に従ってください。／乳がん検診を希望する方でペースメーカー使用の方、授乳中・卒乳直後・豊胸手術後の方は、事前にご相談ください。／各検診で登録医療機関が異なるため、検診医療機関を確認したい場合はお問い合わせください。／性経験のない方は子宮頸部がんの発症がほとんどないと考えられます。また検診時に器具を使用することで、出血等を伴うことがあります。子宮頸がん検診を希望する方はご相談ください。

▶申込方法

保健センター窓口個人負担金を添えて申し込み、受診券発行後医療機関に予約をする

▶申込期間

4月22日(月)～平成26年2月28日(金)

※土・日曜日、祝日・年末年始除く

▶受診期間

受診券交付日～平成26年3月31日(月)

保険料年額(平成24～26年度)

所得段階 保険料年額	対象者
第1段階 26,600円	- 生活保護を受けている方 - 世帯の全員が市区町村民税非課税で、老齢福祉年金(※1)を受けている方
第2段階 26,600円	世帯の全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額(※2)と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階 37,200円	世帯の全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方
第4段階 39,900円	世帯の全員が市区町村民税非課税で、第1段階、第2段階および第3段階以外の方
第5段階 47,800円	世帯の誰かに市区町村民税が課税されているが、本人が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第6段階 53,200円	世帯の誰かに市区町村民税が課税されているが、本人が市区町村民税非課税で、第5段階以外の方
第7段階 61,100円	本人が市区町村民税を課税されており、前年の合計所得金額が125万円未満の方
第8段階 66,500円	本人が市区町村民税を課税されており、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方
第9段階 79,800円	本人が市区町村民税を課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方
第10段階 93,100円	本人が市区町村民税を課税されており、前年の合計所得金額が500万円以上の方

※1 「老齢福祉年金」とは、明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がなかったり、ほかの年金を受給できない方に支給される年金

※2 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なる)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額